

～高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者さんへ～

いつも当院をご利用いただきありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで病院で算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

現行

再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	147点
処方箋料・処方加算	141点
合計	413点
自己負担額1割	410円

2024年6月以降

再診料	75点
生活習慣病管理料Ⅱ	333点
処方箋料	60点
合計	468点
自己負担割合1割	470円

※検査料は別途必要

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしく申し上げます。

岡山光南病院

院長 宮森政志